

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

### 佐賀県公安委員会規則第1号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(広報県民課)</p> <p><b>第3条の2 略</b></p> <p>2 広報県民課に、犯罪被害者支援室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>（警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(警務課)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 警務課に、総合事務室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 警務課に、デジタル化推進室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(広報県民課)</p> <p><b>第3条の2 略</b></p> <p>2 広報県民課に、犯罪被害者支援室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>（警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(警務課)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 警務課に、総合事務室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 警務課に、デジタル化推進室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p>

改正前	改正後
<p>4 略 （人材育成課）</p> <p><b>第4条の2</b> 略</p> <p>2 人材育成課に、術科指導官を置くことができる。</p> <p>(1) 術科指導官には、警視の階級に相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(2) 略</p> <p>（会計課）</p> <p><b>第6条</b> 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 警察装備に関すること（<u>警務課</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 会計課に、施設装備室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 会計課に、会計監査室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>4 会計課に、会計指導官を置く。</p> <p>(1) 会計指導官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(2) 略</p>	<p>4 略 （人材育成課）</p> <p><b>第4条の2</b> 略</p> <p>2 人材育成課に、術科指導官を置くことができる。</p> <p>(1) 術科指導官には、警視の階級に相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(2) 略</p> <p>（会計課）</p> <p><b>第6条</b> 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 警察装備に関すること（<u>人材育成課</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 会計課に、施設装備室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 会計課に、会計監査室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>4 会計課に、会計指導官を置く。</p> <p>(1) 会計指導官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(2) 略</p>

改正前	改正後
<p>(厚生課)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 厚生課に、健康管理室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 生活安全企画課に、許可事務管理室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(人身安全・少年課)</p> <p><b>第11条</b> 人身安全・少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>子ども及び女性を対象とする性犯罪等の防止に関すること</u> (他課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(15) 少年を被害者とする犯罪の防止に関すること(第4号及び第5号に掲げる事務を除く。)</p> <p>(16) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人身安全・少年課に、少年サポートセンターを置く。</p>	<p>(厚生課)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 厚生課に、健康管理室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 生活安全企画課に、許可事務管理室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(人身安全・少年課)</p> <p><b>第11条</b> 人身安全・少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>(14) 少年を被害者とする犯罪の防止に関すること(第4号に掲げる事務を除く。)</p> <p>(15) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人身安全・少年課に、少年サポートセンターを置く。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 少年サポートセンターは、<u>第1項第7号、第8号、第10号及び第11号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) センター長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>4 人身安全・少年課に、少年事件指導官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年事件指導官は、命を受け、<u>第1項第9号及び第12号</u>に掲げる事務のうち、指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>(交通指導課)</p> <p><b>第20条 略</b></p> <p>2 交通指導課に、交通反則通告センターを置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) センター長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(交通規制課)</p> <p><b>第21条 略</b></p> <p>2 交通規制課に、交通管制官を置く。</p> <p>(1) 交通管制官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(運転免許課)</p> <p><b>第22条 略</b></p> <p>2 運転免許課に、運転免許試験場を置く。</p>	<p>(1) 少年サポートセンターは、<u>第1項第6号、第7号、第9号及び第10号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) センター長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>4 人身安全・少年課に、少年事件指導官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年事件指導官は、命を受け、<u>第1項第8号及び第11号</u>に掲げる事務のうち、指導に関する事務をつかさどる。</p> <p>(交通指導課)</p> <p><b>第20条 略</b></p> <p>2 交通指導課に、交通反則通告センターを置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) センター長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(交通規制課)</p> <p><b>第21条 略</b></p> <p>2 交通規制課に、交通管制官を置く。</p> <p>(1) 交通管制官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(運転免許課)</p> <p><b>第22条 略</b></p> <p>2 運転免許課に、運転免許試験場を置く。</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 場長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 運転免許課に、シルバードライバーズサポート室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>4 運転免許課に、交通聴聞官を置く。</p> <p>(1) 交通聴聞官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(首席参事官等)</p> <p><b>第30条 略</b></p> <p>2 首席参事官には、警視正又は警視の階級にある警察官を、参事官には警視正若しくは警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(理事官)</p> <p><b>第30条の2 略</b></p> <p>2 理事官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(課長等)</p> <p><b>第32条 略</b></p> <p>2 課長、所長及び隊長（以下「課長等」という。）には、警視正若</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 場長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 運転免許課に、シルバードライバーズサポート室を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(4) 略</p> <p>4 運転免許課に、交通聴聞官を置く。</p> <p>(1) 交通聴聞官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(首席参事官等)</p> <p><b>第30条 略</b></p> <p>2 首席参事官には、警視正又は警視の階級にある警察官を、参事官には警視正若しくは警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(理事官)</p> <p><b>第30条の2 略</b></p> <p>2 理事官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(課長等)</p> <p><b>第32条 略</b></p> <p>2 課長、所長及び隊長（以下「課長等」という。）には、警視正若</p>

改正前	改正後								
<p>しくは警視の階級にある警察官又はこれらに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略 (管理官)</p> <p><b>第 33 条 略</b></p> <p>2 管理官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略 (参事)</p> <p><b>第 34 条 略</b></p> <p>2 参事には、警視の階級に相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略 (副署長等)</p> <p><b>第 38 条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 会計官には、警視の階級に相当する<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>4～7 略 (交番、駐在所等)</p> <p><b>第 39 条 略</b></p> <p>2 交番、警察官駐在所、幹部派出所及び警備派出所の名称、位置及び所管区(幹部派出所にあつては、<u>幹部派出所所在地</u>)並びに警察署所在地の所管区は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p><b>別表第 1 (第 38 条の 2 関係)</b></p> <table border="1" data-bbox="232 1254 1102 1337"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 1254 510 1295">所属警察署</th> <th data-bbox="510 1254 1102 1295">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 1295 510 1337">略</td> <td data-bbox="510 1295 1102 1337"></td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	略		<p>しくは警視の階級にある警察官又はこれらに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略 (管理官)</p> <p><b>第 33 条 略</b></p> <p>2 管理官には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略 (参事)</p> <p><b>第 34 条 略</b></p> <p>2 参事には、警視の階級に相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 略 (副署長等)</p> <p><b>第 38 条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 会計官には、警視の階級に相当する<u>警察行政職員</u>をもって充てる。</p> <p>4～7 略 (交番、駐在所等)</p> <p><b>第 39 条 略</b></p> <p>2 交番、警察官駐在所、幹部派出所及び警備派出所の名称、位置及び所管区並びに警察署所在地の所管区は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p><b>別表第 1 (第 38 条の 2 関係)</b></p> <table border="1" data-bbox="1169 1254 2038 1337"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 1254 1447 1295">所属警察署</th> <th data-bbox="1447 1254 2038 1295">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 1295 1447 1337">略</td> <td data-bbox="1447 1295 2038 1337"></td> </tr> </tbody> </table>	所属警察署	名称	略	
所属警察署	名称								
略									
所属警察署	名称								
略									

改正前				改正後			
佐賀県白石警察署	警務課	会計課	生活安全・刑事課	地域第一課	地域第二課	交通課	警備課
略				略			
別表第2 (第39条関係)				別表第2 (第39条関係)			
1 交番				1 交番			
所属警察署	名称	位置	所管区	所属警察署	名称	位置	所管区
略				略			
〃 佐賀北警察署	佐賀駅前交番	略	佐賀市のうち、駅前中央一丁目(1番の一部を除く。)、駅前中央二丁目、駅前中央三丁目、大財北町(2番)、神野西一丁目から神野西四丁目まで、神野東一丁目から神野東四丁目まで、栄町(3番の一部を除く。)、多布施四丁目、天神二丁目(1番、3番及び4番の各一部を除く。)、天神三丁目	〃 佐賀北警察署	佐賀駅前交番	略	佐賀市のうち、駅前中央一丁目(1番の一部を除く。)、駅前中央二丁目、駅前中央三丁目、大財北町(2番)、神野西一丁目から神野西四丁目まで、神野東一丁目から神野東四丁目まで、栄町(3番の一部を除く。)、多布施四丁目、天神二丁目(1番、3番及び4番の各一部を除く。)、天神三丁目、 <u>神園一丁目から神園六丁目まで</u>
略				略			
日の出〃		略		日の出〃		略	
開成〃		〃 開成四丁目		開成〃		佐賀市のうち、開成一丁目から開成六丁目まで、 <u>神園一丁目から神園六丁目まで</u> 、八戸溝	

改正前				改正後			
			一丁目から八戸溝三丁目まで				
	鍋島〃	略	佐賀市のうち、卸本町、鍋島一丁目から鍋島六丁目まで、鍋島町(大字八戸を除く。)		鍋島〃	略	佐賀市のうち、卸本町、鍋島一丁目から鍋島六丁目まで、鍋島町(大字八戸を除く。)、 <u>開成一丁目から開成六丁目まで、八戸溝一丁目から八戸溝三丁目まで</u>
	略				略		
略				略			
〃 唐津警察署	略			〃 唐津警察署	略		
	<u>西唐津</u> 〃	〃 <u>海岸通</u>	唐津市のうち、海岸通、妙見町、西唐津一丁目から西唐津三丁目まで、東大島町、西大島町、藤崎通、二夕子一丁目から二夕子三丁目まで		<u>佐志</u> 〃	〃 <u>中瀬通</u>	唐津市のうち、海岸通、妙見町、西唐津一丁目から西唐津三丁目まで、東大島町、西大島町、藤崎通、二夕子一丁目から二夕子三丁目まで、 <u>八幡町、桜町、橋本町、佐志中通、佐志南、佐志中里、佐志浜町、唐房一丁目から唐房七丁目まで、浦、鳩川、梨川内、後川内、大良、枝去木、中瀬通、高島</u>
	鏡〃	略	唐津市のうち、鏡、半田、宇木、松南町、原、柏崎、 <u>高島</u> 、東唐津一丁		鏡〃	略	唐津市のうち、鏡、半田、宇木、松南町、原、柏崎、東唐津一丁目か

改正前				改正後			
			目から東唐津四丁目まで、双水、夕日、久里、中原				ら東唐津四丁目まで、双水、夕日、久里、中原
略				略			
// 武雄警察署	武雄温泉駅前交番	略	武雄市のうち、武雄町	// 武雄警察署	武雄温泉駅前交番	略	武雄市のうち、武雄町、 <u>橘町</u>
略				略			
// 鹿島警察署	鹿島中央交番	略	鹿島市のうち、大字高津原、大字重の木、大字納富分（ <u>若殿分を除く。</u> ）、大字三河内（ <u>浅浦、伏原</u> ）、大字中村、大字森、大字井手、大字常広	// 鹿島警察署	鹿島中央交番	略	鹿島市のうち、大字高津原、大字重の木、大字納富分、大字三河内、大字中村、大字森、大字井手、大字常広、 <u>大字山浦</u>
略				略			
2 警察官駐在所				2 警察官駐在所			
所属警察署	名称	位置	所管区	所属警察署	名称	位置	所管区
略				略			
// 神埼警察署	略			// 神埼警察署	略		
	仁比山 //	略			仁比山 //	略	
	<u>姉川 //</u>	// //	神埼市のうち、神埼町（ <u>本告牟田、横武、姉川、尾崎</u> ）				
略				略			
// 小城警察署	略			// 小城警察署	略		
	<u>牛王 //</u>	略	小城市のうち、芦刈町（ <u>浜枝川、三王崎（牛</u>		<u>芦刈 //</u>	略	小城市のうち、芦刈町

改正前				改正後			
			王、三条)、芦溝、下古賀(下古賀)、道免(東道免、西道免))				
	東住の江 〃	〃 永田	小城市のうち、芦刈町(三王崎(牛王、三条を除く。)、下古賀(下古賀を除く。)、道免(東道免、西道免を除く。)、永田)				
	東多久〃	略			東多久〃	略	
	略				略		
〃 唐津 警察署	略			〃 唐津 警察署	略		
	相知〃	略			相知〃	略	
	平山〃	〃 相知 町平山上	唐津市のうち、相知町平山上、相知町佐里、相知町相知(緑町、押川、緑山、山手町、米の山、上園、寺町、梶山)				
	岩屋〃	略			岩屋〃	略	
	略				略		
	湊〃	略	唐津市のうち、湊町、神集島、屋形石、横野、相賀、中里		湊〃	略	唐津市のうち、湊町、屋形石、横野、相賀、中里
	略				略		
	値賀〃	略	玄海町のうち、大字値賀川内、大字今村、大字		値賀〃	略	玄海町のうち、大字値賀川内、大字今村、大字

改正前			改正後		
		普恩寺、大字平尾、大字浜野浦、大字大藪、 <u>大字仮屋</u> 、大字石田			普恩寺、大字平尾、大字浜野浦、大字大藪、大字石田
有浦〃	略	玄海町のうち、大字諸浦、大字小加倉、大字有浦上、大字有浦下、大字長倉、大字新田、大字牟形、大字轟木、大字大串新田、大字田代、大字湯野尾、大字藤平、大字座川内	有浦〃	略	玄海町のうち、大字諸浦、大字小加倉、大字有浦上、大字有浦下、大字長倉、大字新田、大字牟形、大字轟木、大字大串新田、大字田代、大字湯野尾、大字藤平、大字座川内、 <u>大字仮屋</u>
略			略		
切木〃	略		切木〃	略	
<u>佐志</u> 〃	〃 中瀬通	唐津市のうち、八幡町、桜町、橋本町、 <u>佐志中通</u> 、佐志南、佐志中里、 <u>佐志浜町</u> 、唐房一丁目から唐房七丁目まで、 <u>浦</u> 、鳩川、梨川内、後川内、大良、枝去木、 <u>中瀬通</u>			
小川島〃	略		小川島〃	略	
打上〃	略		打上〃	略	
<u>名護屋</u> 〃	〃 鎮西町名護屋	唐津市のうち、 <u>鎮西町野元</u> 、 <u>鎮西町名護屋</u> 、 <u>鎮西町串</u> 、 <u>鎮西町波戸</u>			
馬渡島〃	略		馬渡島〃	略	

改正前				改正後			
略				略			
// 武雄 警察署	略			// 武雄 警察署	略		
	西川登 //	略			西川登 //	略	
	橘 //	// 橘町 大字片白	武雄市のうち、橘町				
	宮野 //	略			宮野 //	略	
略				略			
// 白石 警察署	略			// 白石 警察署	略		
	須古 //	略			須古 //	略	
	南有明 //	// // 大字牛屋	白石町のうち、大字牛屋、大字新明、大字新開				
	有明 //	略	白石町のうち、大字戸ケ里、大字辺田、大字田野上、大字深浦、大字坂田		有明 //	略	白石町のうち、大字戸ケ里、大字辺田、大字田野上、大字深浦、大字坂田、大字牛屋、大字新明、大字新開
// 鹿島 警察署	今寺警察 官駐在所	嬉野市嬉野 町大字下宿	嬉野市のうち、嬉野町 (大字下野(下吉田を 除く。)、大字下宿(今 寺))	// 鹿島 警察署			
	不動山 //	// // 大字不動 山	嬉野市のうち、嬉野町 (大字不動山、大字岩 屋川内(下岩屋を除 く。)、大字下宿(湯野 田))				
	吉田 //	// // 大字吉田	嬉野市のうち、嬉野町 (大字吉田、大字下野				

改正前				改正後			
			(下吉田)				
	久間	略		久間警察 官駐在所	略		
	塩田	略	嬉野市のうち、塩田町 (大字馬場下(塩吹、鍋 野を除く。))	塩田	略	嬉野市のうち、塩田町 (大字馬場下、大字大 草野、大字五町田(南、 辺田、谷、熊野))	
	大草野	大字大草 野	嬉野市のうち、塩田町 (大字馬場下(塩吹、鍋 野)、大字大草野、大字 五町田(南、辺田、谷、 熊野))				
	五町田	略		五町田	略		
	辻	鹿島市大字 山浦	鹿島市のうち、大字山 浦、大字納富分(若殿 分)、大字三河内(浅浦、 伏原を除く。)				
	古枝	略		古枝	略		
	略			略			
3 幹部派出所				3 幹部派出所			
所属警察署	名称	位置	幹部派出所所在地	所属警察署	名称	位置	所管区
略				略			
唐津 警察署	相知幹部 派出所	略		唐津 警察署	相知幹部 派出所	略	唐津市のうち、相知町 平山上、相知町平山下、

改正前				改正後			
							相知町佐里、相知町相知（緑町、押川、緑山、山手町、米の山、上園、寺町、梶山）
	呼子〃	略	唐津市のうち、呼子町呼子、呼子町殿ノ浦、呼子町小友、呼子町大友、呼子町加部島		呼子〃	略	唐津市のうち、呼子町呼子、呼子町殿ノ浦、呼子町小友、呼子町大友、呼子町加部島、 <u>鎮西町野元、鎮西町名護屋、鎮西町串、鎮西町波戸、神集島</u>
略				略			
〃 鹿島警察署	嬉野幹部派出所	略	嬉野市のうち、嬉野町（大字下宿（今寺、湯野田を除く。）、 <u>大字岩屋川内（下岩屋）</u>	〃 鹿島警察署	嬉野幹部派出所	略	嬉野市のうち、嬉野町
4 略				4 略			
5 警察署所在地				5 警察署所在地			
警察署名	所管区			警察署名	所管区		
佐賀県神埼警察署	神埼市のうち、神埼町（田道ヶ里、鶴（犬の目）、神埼、枝ヶ里、本堀、永歌、西小津ヶ里、竹）			佐賀県神埼警察署	神埼市のうち、神埼町（田道ヶ里、鶴（犬の目）、神埼、枝ヶ里、本堀、永歌、西小津ヶ里、竹、 <u>本告牟田、横武、姉川、尾崎</u> ）		
略				略			

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第6号の改正規定は、公布の日から施行する。（ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正）

2 ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの販売の届出等に関する規則（平成 14 年佐賀県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(立入調査職員)</p> <p><b>第 6 条</b> 条例第 28 条第 2 項に規定する公安委員会が指定する警察職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 佐賀県警察本部生活安全部人身安全・少年課及び生活安全企画課並びに警察署生活安全課及び生活安全・刑事課に勤務する警察官</p> <p>(2) 略</p>	<p>(立入調査職員)</p> <p><b>第 6 条</b> 条例第 28 条第 2 項に規定する公安委員会が指定する警察職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 佐賀県警察本部生活安全部人身安全・少年課及び生活安全企画課並びに警察署生活安全課に勤務する警察官</p> <p>(2) 略</p>